

## Ⅱ. 「消費」と「契約」

⇒教科書の関連部分  
(開)208～209頁「生活に必要なものの流れ」  
(東)206～208頁「わたしたちの消費生活と環境」「消費者としての自覚を持とう」  
(教)230～231頁「わたしたちは消費者」

### ◆ 「消費」は、すべてのテーマと関わっている

わたしたちは、様々な物やサービスを、お店や会社など（「**事業**<sup>じぎょう</sup>**者**<sup>しゃ</sup>」<sup>こうにゆう</sup>といます。）から購入して、毎日の生活に役立てています。このように、生活のために物やサービスを購入して利用することを「**消費**」といい、消費をする人々のことを「**消費者**<sup>しょうひしゃ</sup>」といます。

家庭分野の教科書には、「消費生活と環境」の分野があり、その中で「消費」のことを詳しく学習します。でも、「消費」は、「消費生活と環境」の分野にだけ関係している問題ではありません。「食生活」、「衣生活と住生活」や「家族」のことを学習する分野でも、学んだことを活かしてどのような物やサービスを購入して利用するか考える場面が出てきます。このように、「消費」は、家庭分野で学習するすべてのテーマと関わっている大切なことなのです。



**食材を買うのも消費だね！**

ところで、この「消費」という行動は、法律でルールがいろいろ決められている「**契約**<sup>けいやく</sup>」と必ず関係しています。例えば、みなさんがお店で何かを買いたいと考えたときには、必ず買い物の契約（正式には「**売買契約**<sup>ばいばい</sup>」といます。）をすることになるのです。

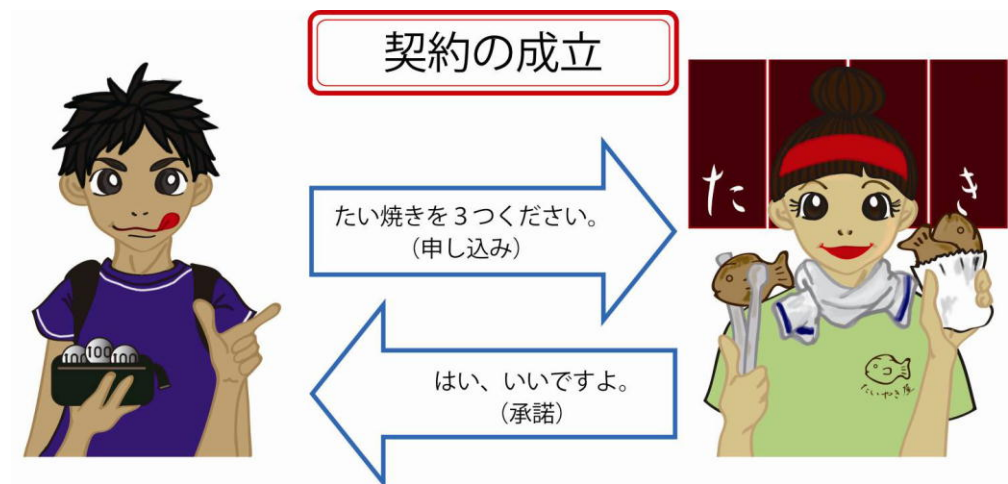
### ◆ 「契約」って何だろう

⇒教科書の関連部分  
(開)217頁「契約」  
(東)209頁「契約」  
(教)240～241頁「買物の法的な意味」

たい焼き屋のお店での買い物の契約を例に考えてみましょう。  
お客さんは、今日のおやつを、ケーキにしようか、たい焼きにしようか、値段を見て、いろいろ考えて、この「たい焼き屋」のお店を選んで、1個100円の「たい焼きを3つください。」という「**申し込み**<sup>もうこ</sup>」をしました。この「たい焼き屋」のお店の人は、たい焼きを作るために必要な材料費などいろいろな条件を考えて、このたい焼きは**消費税**<sup>しょうひぜい</sup>を含めて1個100円で売ると決めていました。このお客さんから「申し込み」をされたときはちょうどたい焼きを作っていたところで、3個ならもう焼き上がるのですぐに渡せるよね、という

ことで、「はい、いいですよ。」(売りますよ。)と「<sup>しょうだく</sup>承諾」をしました。

法律(正確には「<sup>みんぽう</sup>民法」という法律です。)では、このように何か(物やサービス)をある値段で「買いたい」という考え(申し込み)と「売ってもいい」という考え(承諾)とが<sup>がっち</sup><sup>たが</sup>合致(「お互いが考えている意思が一致する」という意味です。)することで、契約(この場合は「売買契約」)が成立すると決められています。<sup>もうしこみしょ</sup>申込書を作<sup>いんかん</sup>って印鑑を押したり、<sup>けいやくしょ</sup>契約書を作ったりという手続きをしなくても、「何をいくらで」ということがはっきりしていれば、お互いが「ください。」「いいですよ。」という会話をするだけでも契約は成立します。



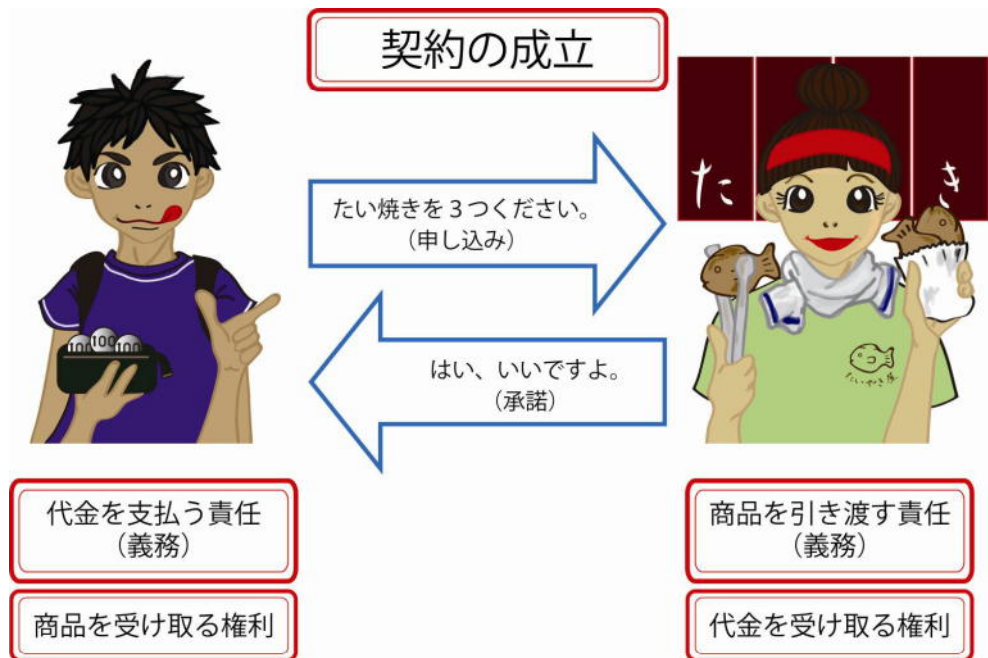
ところで、こうして契約が成立しても、お客さんもたい焼き屋のお店の人も、まだ満足していないことに気がつきませんか。

そうです。契約が成立しただけでは、お客さんはまだたい焼き(商品)をもらっていませんし、お店の人もまだ代金を受け取っていませんよね。これは、どういうことなのでしょう？

#### ◆ 「契約」にともなう責任(義務)

実は、「契約」というのは、相手の人に対して何らかの<sup>せきにん</sup>責任(義務)を果たすことを約束する、その「約束」そのもののことをいいます。だから、契約が成立しただけでは、お互いの希望はまだ実現されないのですね。契約が成立した後に、それぞれが約束した責任(義務)を果たすことによって始めて、お互いが希望していることを実現させることができるものなのです。そして、相手が

その責任（義務）を果たしてくれないときには、きちんと義務（責任）を果たしなさいと請求できることが法律で認められています。つまり、法律によって保護<sup>ほご</sup>されている約束、それが契約なのです。



さきほどのたい焼き屋での買い物の契約を例にすると、「1個100円のたい焼き3個」の買い物の契約が成立したことで、お客さんには代金300円を支払う責任ができて、お店の人には、たい焼き（商品）3個を焼き上げて渡す責任ができました。そうして、お互いがきちんと自分の責任を果たすと、お客さんは欲しかったたい焼き3個（商品）を手に入れることができ、お店の人も欲しかった代金300円を受け取ることができ、お互いの権利が実現できるのです。

#### ◆ 「契約」は守らなければならない

たい焼きを売ります、買いますという契約ができたのに、やっぱりお金は払わないとか、やっぱりたい焼きは渡さないということになっては困ってしまいます。例えば、このお客さんは、たい焼きを待ち合わせしている人へのおみやげに持っていくつもりで焼き上がりを待っていたかもしれません。それなのに、急に「やっぱり売らない。」と言われたら、他のおみやげを探<sup>さが</sup>しに行って待ち合わせに遅れるかもしれないです



困るよね…

よね。お店の人も、たい焼きは渡したのに代金を払ってくれないとなると、アルバイトの人の給料の支払いが足りなくなったり、材料の仕入れ代金が足りなくなったりするかもしれません。

このようなことが起こらないように、いったん契約で決めた約束は、お互いに守らなければならないことになっています。契約で決めた約束に違反すると、損害を賠償したりいろいろな責任を問われることになります。

### ◆ 「契約」を守らなければならないのはなぜ？

では、契約で決めたことは、なぜ、守らなければならないのでしょうか。それは、契約を結ぶことは、わたしたち個人の自由に任されているからです。このことを「**契約自由の原則**」といいます。



なぜかな？

「契約自由の原則」とは、わたしたちが契約を結ぶときに、どんな内容の契約をどのような方法で結ぶのか、また、誰と契約をするのかということ、自分の自由な意思に基づいて自由に決めてよいという原則です。ただし、例えば「泥棒をする契約」や「覚せい剤を買う契約」といった法律に違反するような問題のある契約（「公序良俗に反する契約」と言います。）はできません。また、契約をすることが自由であるということは、もちろん、「契約をしない自由」もあります。

「契約自由の原則」は、これから契約を結ぼうと考えている人は、誰でも、お客さんもお店の人も、お互いが「対等な立場」で、契約の相手や内容を自分でじっくりしっかり考えたうえで契約することができる、ということを前提（あるものごとが成り立つための前置きとなる条件のこと）としてい

ます。つまり、誰もが、何かの約束（契約）をするときには、自分が守ることができない約束（契約）をするはずがない、もちろん、「契約をしない自由」もあるということも検討して、守れるかどうかよく考えてから約束（契約）をしたはずだとい



自分でよく考えたからなんだ



うことが前提になっているということです。

自分が責任を果たせるかどうかよく考えて決めたはずだから、いったん契約で決めた約束は、お互いに守らなければならないし、どちらかが一方的にやめることはできないのです。契約を取り消すとか、なかったことにすることができるのは、「対等な立場」に立って自由に考えたとは言えないような<sup>せいとう</sup>正当な理由があるときや、法律で認められている理由があるときに限られていますし、きちんとした手続をすることも必要になるのです。

買い物の契約＝売買契約を例にしましたが、私たちの生活の中には、他にもいろいろな契約があります。家を借りることも、DVDをレンタルショップで借りることも、電車に乗ることも契約です。水道やガスが使えるのも、<sup>けいたい</sup>携帯電話が使えるのも、おうちの方がその契約をしているからなのです。みなさんも、毎日の生活の中で、<sup>むいしき</sup>無意識に、何かしらの契約をしているということなのですよ。



**DVDのレンタルも・・・契約**



**家を借りるのも・・・契約**



**美容院でカットも・・・契約**

\*\*\*\*\*

◆「**契約自由の原則**」のことは、中学3年生で学習する社会科の<sup>こうみんてきぶんや</sup>公民的分野でも学習します。公民的分野の教科書で「契約自由の原則」という言葉が出てきたら、家庭分野で学習したことを復習しながら読み直すと、わかりやすいですよ。

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

**【発展学習】** <sup>みせいねん</sup>未成年のみなさんも契約できますが、法律についてまだ知識が少ないし、判断をまちがうこともあるかもしれません。そんな未成年者におとなの人たちと「対等な立場」に立って契約しなさいというのは無理がありますよね。だから、法律は、未成年者がする契約には、<sup>しんけんしゃ</sup>親権者（<sup>こうけんにん</sup>親・<sup>どうい</sup>後見人）の同意が必要で、同意のない契約は、取り消すことができるとして、未成年のみなさんを保護しています。

それならば、コンビニなどでパンやジュースを買うのも取消しできるかという、これはできません。親権者などからもらったおこづかいや「このお金であれを買いなさい。」と親権者などからまかされたお金で買い物をしたときは、取消しはできないことになっています。

そして、未成年のみなさんも、20歳（成年者）になったら、一人前のおとなとして扱われます。契約したあとから、やっぱり契約を取消したいと思っても、未成年のときのように、知識が少ないとか判断をまちがったとか言いわけはできません。だからこそ、今のうちから、しっかりと、契約をするかしないか <sup>けんとう</sup>検討する方法や、契約に伴う権利と責任（義務）のことを勉強しておいてくださいね。

\*\*\*\*\*



**いろいろな「契約」が身近にあるんだね！**